平成二十八年三月一部修正
平成二十九年一月一部修正
平成二十九年八月一部修正
平成三十年六月一部修正
令和二年一月一部修正

防火地域及び準防火地域—総括図

熊谷市都市計画図

凡例
準防火地域

凡例				
表示	都市計画等の種類			
	行政区域			
	市街化区域			
	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	高さ制限
	第一種低層住居専用地域	50	80	10m
			100	
	第二種低層住居専用地域	50	100	10m
		60	150	12m
	第一種中高層住居専用地域	60	150	–
			200	–
	第二種中高層住居専用地域	60	150	–
			200	–
	第一種住居地域	60	200	–
	第二種住居地域	60	200	–
	準住居地域	60	200	–
	近隣商業地域	80	200	–
	商業地域	80	400	–
			600	–
	準工業地域	60	200	–
	工業地域	60	200	–
	工業専用地域	50	200	–
		60	200	–
	防火地域			
	準防火地域			
	高度利用地区			
	駐車場整備地区			
	都市計画道路			
	都市計画公園			
	都市計画緑地			
	都市計画に定められたその他の都市施設			
	土地区画整理事業区域			
	地区計画区域			
	建築協定締結地区（上段:容積率 下段左:建ぺい率 右:高さ制限）			

※生産緑地地区の指定状況は、熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。
※建築基準法第22条第1項による指定区域：市街化区域内の、防火地域及び準防火地域以外の区域

1:20,000 (1km=5cm)
500 0 500 1000m

特別用途地区【大規模集客施設制限地区】
対象範囲：準工業地域（全域）
内　　容：床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地が制限されます。

記号

準防火地域を指定（面積 約14.0ha）

別府五丁目スマートタウン地区地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域
地区施設(道路)
地区施設(歩行者専用道路)
地区施設(公園)

1:5,000 0 100 200m

熊谷流通センター地区地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域

1:15,000 0 500m

熊谷駅東部地区地区計画

凡例
地区計画区域・地区整備計画区域
A地区（商業地域）
B地区（近隣商業地域）
C地区（準工業地域）
D地区（第一種住居地域）
「計画図記載の道路・水路」
(終了後地区の開園等の際「都市広場及び防火帯」を除く)

A B C D

1:10,000 0 200 400m

船木台地区地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域
A地区(第一種低層住居専用地域)
B地区(第二種中高層住居専用地域)
C地区(工業地域)
壁面の位置制限

A B C

1:15,000 0 500m

妻沼中央地区地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域

1:15,000 0 500m

熊谷駅南口地区地区計画

凡例
地区計画区域（地区整備計画区域）
地区施設（道路）
建築物の1階部分の用途及び壁面の位置の制限対象箇所

1:5,000 0 100 200m

熊谷駅東口駅前地区地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域

1:5,000 0 100 200m

籠原駅南口地区地区計画

凡例
地区計画区域
地区整備計画区域
ショッピングモール
建築物の1階部分の用途及び壁面の位置・形態の制限対象箇所

1:15,000 0 500m

妻沼東地区地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域

1:15,000 0 500m

妻沼西部工業団地地区計画

凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域
A地区
B地区
地区施設(公園)
地区施設(緑地)
地区施設(調整池)
壁面の位置の制限(道路境界線から10m以上後退対象箇所

A B

1:20,000 0 400 800m

※1　この図面は都市計画の概略を示したものですので、詳細については熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。

※2　地形図は最新の情報を反映しておりませんので、ご注意ください。

熊谷駅東地区
高度利用地区

凡例
高度利用地区
壁面の位置の制限(道路・広場境界線から2m以上後退)
建築物の1階部分の用途制限(店舗、飲食店等)
建築物の容積率の最低限度：200%
建築物の建築面積の最低限度：200㎡

1:5,000 0 100 200m

株式会社パスコ調製

本市の許可を受けずに複製することを禁じます。

熊谷市